

ラカイン山脈におけるサラインチン人集落の再建と 焼畑によるコメ自給システム

田 中 求*

Self-sufficiency with Shifting Cultivation in a Reestablished Salain Chin Village of the Rakhine Mountains

TANAKA Motomu*

This paper considers, firstly, changes in shifting cultivation practices after village reestablishment, placing special emphasis on tenure and land use systems. Secondly, this paper clarifies how self-sufficiency in rice is attained through the system of shifting cultivation in view of risk avoidance and mutual aid systems. Finally, I discuss possible changes in the self-sufficient rice production system in the region brought about by the new forest policy restricting shifting cultivation, in view of the gap between permitted and needed areas of shifting cultivation and the discrepancy between traditional perception and official boundary in land use patterns.

Rebels invaded village A between 1969 and 1972, and all the villagers took refuge in nearby towns. When the peace and order condition improved, some villagers returned and reestablished their village. In the process of reestablishment, the land tenure system became more communal because some land owners didn't return. Since the late 1980s, roads and general stores have been constructed, and they have reinforced the impact of the market economy on Salain Chin. For instance, fruit growing was introduced, and new hamlets were constructed in places closer to the market, making the transport and selling of fruits more efficient. However, residents of Hamlet D with the worst access to the market persisted in cultivating rice for self-sufficiency. The residents prefer to avoid risks of decreasing harvests from wild boar attacks and unstable weather by planting various species of rice in the hamlet. Furthermore, the mutual aid system still exists. For instance, *apuuuyeei*, a custom of lending rice to households suffering from its lack, plays an important role in maintaining self-sufficiency of rice for all lineage members.

Influences of the market economy and other external factors continue to change the traditional system of risk avoidance and self-sufficiency employed by residents of Hamlet D. For instance, villagers introduced partial rice sufficiency with cash in recent years. Furthermore, customary boundaries stretch over the Magwe division and Rakhine state—Hamlet D and four other hamlets are located in Rakhine state—but the regional forest office has forced five hamlets to leave Rakhine state and to pay shifting cultivation fees since 1997. This paper shows that villagers face a difficult situation in attaining self-sufficiency through the system of shifting cultivation.

* 東京大学大学院農学生命科学研究科; Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo, 1-1-1 Yayoi, Bunkyo-ku, Tokyo 113-8657, Japan

I はじめに

I-1 目的と方法

ビルマ¹⁾では、自治権獲得を目指すカレン人などの武装組織とビルマ国軍との争いが長期に亘って続き、カチン、カレン、シャン州などでは、反政府武装組織と村人の協力関係を断つべく山腹から河川や車道沿いへの強制移住が行われ、多数の村が廃村と化し難民となった人々がタイなどに流出している [吉田 1995: 58-60, 386-389]。近年、反政府武装組織との休戦・停戦協定が進み一部の山村が再生しつつあるものの、カチン、カヤー、カレン、シャン州などでは、依然としてビルマ国軍による村人の虐殺を伴う強制移住が続いている [スミス 1997: 123-133]。ビルマ南西部ラカイン (アラカン) 山脈にある A 村²⁾は、白色人民義勇軍 (以下義勇軍) 侵攻³⁾により廃村化したのち、今日までに数集落を新たに形成しつつ、生活の建て直しを図ってきた歴史を持っている。今後進展が期待される廃村化地域の再建とその過程での焼畑民の暮らしの変容の把握が求められるが、A 村はその先行事例となりうるであろう。

また、市場との関わりが強まることで引き起こされる土地利用、農業技術などの変化についての研究事例が多数報告されており [佐藤 1999: 63]、市場距離と焼畑システムの変容を論じた井上の研究などがその一例に挙げられる [井上 1995: 102]。社会生活上の利便性の考慮が焼畑民の拡散を妨げ、局地的な人口集中と過度の土地利用を来しているサラワクのような事例もあり [久馬 1990: 183]、自給的な焼畑に従事してきた人々が商品経済の中に巻き込まれ、その焼畑に変貌を来しつつある現状 [福井勝義 1994: 130] が認識されつつある。本論文は、廃村に伴う移住および車道整備と雑貨屋開業というインパクトを受けた A 村の人々にとって、焼畑⁴⁾によるコメ自給とはどのようなものなのか、そのシステムを明らかにすることを目的とする。

また、ビルマにおける行政上の主な森林区分は、焼畑などの森林利用を規制している保続林

1) 1989年6月、暫定軍事政権は英語呼称を Burma から Myanmar に変更したが、それ以前の時期を含む調査対象山村の歴史概況には、当時の呼称である「ビルマ共産党」「ビルマ国軍」などをそのまま用いており、本論文では国名をビルマと統一することとした。

2) 暫定軍事政権は焼畑規制を強めつつあり、調査対象地を明らかにすることがその地域の焼畑民に何らかの問題を引き起こす可能性があるため、詳しい地名を伏せることとした。ここでいう A 村は、行政単位の一つとして政府に認められた村落区を形成する村ではなく、この地域の人々が慣習的に一つの村と認識しているものを指し、その土地及び A 村に属する集落は政府に認められたものと異なっている。

3) ビルマ語でイエボーピュー。アウンサンが組織した人民義勇軍のうち 1948年7月、ビルマ共産党軍に呼応し反政府武力闘争を始めたものを指し、1958年には武力闘争を捨て合法的反対派となったとされる [萩原ほか 1983: 113]。共産党軍と混同する村人もおり 1969年前後のビルマ国軍大攻勢で敗走した混合軍と考えられる。

4) 特にことわりがない場合、焼畑とは主に陸稲を栽培する焼畑農業を指すこととする。

(Reserved forest)と管理体制の未整備な公共林(Public forest)の2つに分けられ、⁵⁾公共林内において多くの山岳民が焼畑を行っているが、1994年森林政策声明には保続林内に設けられた保続林指定除外地域(Exclusion area)での焼畑の規制強化[Myanmar, Ministry of Forestry 1994: 1], 1995年森林政策声明では保続林を現在の約2倍、国土面積の30%まで増加することが謳われ[Myanmar, Forest Department 1995: 3], ビルマにおける森林政策は焼畑規制を強める方向に働いている。森林局での聞き取りによれば保続林指定に伴う住民の強制移住は行われていないとのことであるが、英領時代には居住地が保続林となり森林局の干渉を疎んじる住民が自主的に離村し、村の消滅が相次いだことが報告されており[Burma, The Government of Burma 1944: 266-269], 保続林面積増加は同様の事態を招きかねない。本論文ではこのような規制が焼畑民に与える影響についても考察を試みる。

以上に述べてきたように、本論文の目的はA村における焼畑によるコメ自給システムを把握することである。そのため、まず(1)過去に関して、廃村後の再建過程における焼畑の変容を、新たに形成された集落の焼畑に関する土地制度と土地利用状況の側面から考察し、続いて(2)現在の焼畑によるコメ自給システムを支える諸要因を、焼畑用地の分配、作目、相互扶助制度に着目して考察する。そしてこれらをふまえて、(3)A村周辺山村を含む地域の、今後の焼畑規制強化によるコメ自給システムの変容可能性について、焼畑許可面積とコメ自給可能面積のギャップ、および慣習的土地認識と公定境界との乖離の2点から考察し、まとめとする。

本論文は、サラインチン人によって構成されているA村などで行った焼畑を中心とした森林利用に関するフィールドワークを基にしている。ビルマには1997年7月から1年4カ月滞在し、山村での単独調査期間は67日間である。この間は主に集落長宅に滞在し、筆者自身がビ

5) 保続林は、約1,000万haと国土の15%を占め[Myanmar, Ministry of National Planning and Economic Development 1997: 80], 森林局の管理下に置かれている。保続林は環境的要素を守りつつ、森林産物の持続的な生産を維持することを目的に設立されるものであり[Myanmar, The State Law and Order Restoration Council 1992: 5], 保続的経営を目指す森林であることから、本論文ではReserved forestを保続林と訳している。その他のほとんどの地域を占める公共林には厳格な規定はなく、チークなどの保護樹木を除いた森林産物については、非商業的な自給用、農業用、漁業用についてのみ許可なしで取り扱うことができるとされている[*ibid.*: 11]。公共林は未分類林(Unclassified forest)とも称され、管理体制は未整備であり所有権、耕作権は認められておらず、これらの権利を認め農用地としたい農業局と、保続林などに指定したい森林局がそれぞれの思惑で管理体制を整えようとしているのが現状である。保続林の一部でも、チーク植林法であるタウンヤ法に従事した村、焼畑許可[Burma, The Government of Burma 1944: 11-16]を受けた地域、恒久的な自給用の農耕地として適している、人口増により農地転用が望まれているなどの理由で保続林の指定除外地域となった村[谷 1991: 109-111]があり、マグウェー管区マン保続林[So and Ba 1952: 10-11]などの施業計画書には保続林内住民への許可内容が記されている。また88年以降には、湿地などの保護などを目的とする保護公共林(Protected public forest)の指定が進み、97年11月までに64,566ha[Myanmar, Forest Department 1997a: 1]となっている。95年には、焼畑利用は認めないが地域住民の社会経済向上を目的とし、一定期間の森林利用を許可するコミュニティーフォレストが設立され、面積は97年12月までに3,355ha[Myanmar, Forest Department 1997b: 1]となっている。

ルマ語および補完的にサラインチン語を用い聞き取りを行った。A村9集落中7集落で集落長などを対象とした聞き取りを行い、悉皆調査は1集落のみで行った。

I-2 調査地概況

ビルマ南西部ラカイン（アラカン）山脈には、チン群53民族のひとつであるサラインチン人〔高谷1997:37〕らが暮らしている。サラインチン人は、主にビルマ中西部マグウェー管区のミンプーおよびタイェ森林区内の山岳地域を生活の場としている。サラインチン人は、男性の貫頭衣、女性は赤と黄の頭巾と膝までの赤い腰布、銀製の首飾りと鼓状の耳飾りがその特徴である（写真1）。⁶⁾ 敬称として男性名の前にサラインが、女性にはマインが用いられている。またサラインチン語は文字を持たないためビルマ文字が代用されている。精霊信仰者が多いものの近年は仏教徒、キリスト教徒化も一部で進んでいる。これらの変化を村人は白米が年を経て黄ばむように我々はビルマ人化していると語っていた。

この地域のサラインチン人の先祖は、A村から12kmほど離れた村から来たヒアンデという男と伝えられており、男性名の後半部分に付けられる父名を15代前後遡ればこの先祖にたどり着くため、A村の歴史は約300年と考えられる。現在、A村は本集落であるBのほか枝村であるC-Jの8集落、計99世帯503人のサラインチン人によって形成されている（図1）。⁷⁾

ラカイン山脈の山稜に沿った州境は植生の境界線ともなっており、東側はセイロンテツボク（*Mesua ferrea*）などの広葉樹が多い常緑・落葉混交湿潤林であり、西側特にD集落周辺はサラインチン語でヤダーヨー（*Melocanna bambusoides*）というタケが多い湿潤林となっている。A村に水田は無く、村人は主食であるコメを焼畑での陸稲栽培によって自給してきた。ここで、その暮らしに大きな影響を与えた事柄について説明しよう。

まず、太平洋戦争時にA村に隣接する車道が建設されたことである。この車道は日本軍の撤退後、1981年まで整備されることなく車両の通行が不可能であり、95年までは道路の補修作業をする車両があるのみで、村人がこれらを利用して町に下りることは非常にまれであった。補修作業車両には無料で乗ることができたが、96年以降ラカイン州からカニなどを運ぶトラックが1日に数台通るようにな

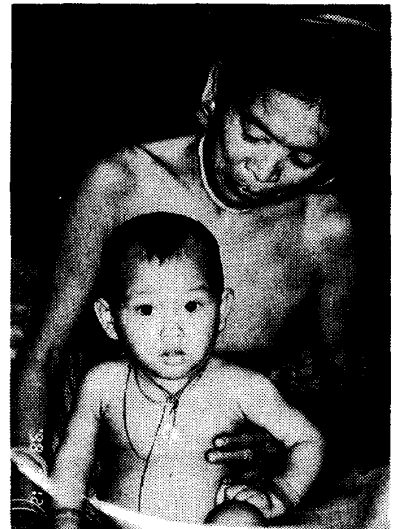


写真1 サラインチン人の女性と幼女

6) 男性の貫頭衣は、現在では葬儀の際などに着用されているに過ぎない。

7) 1997年に政府による強制労働を嫌う他村者が1集落を形成したが、詳細を把握しておらずここでは除いた。

田中：ラカイン山脈サラインチン人集落の再建と焼畑によるコメ自給

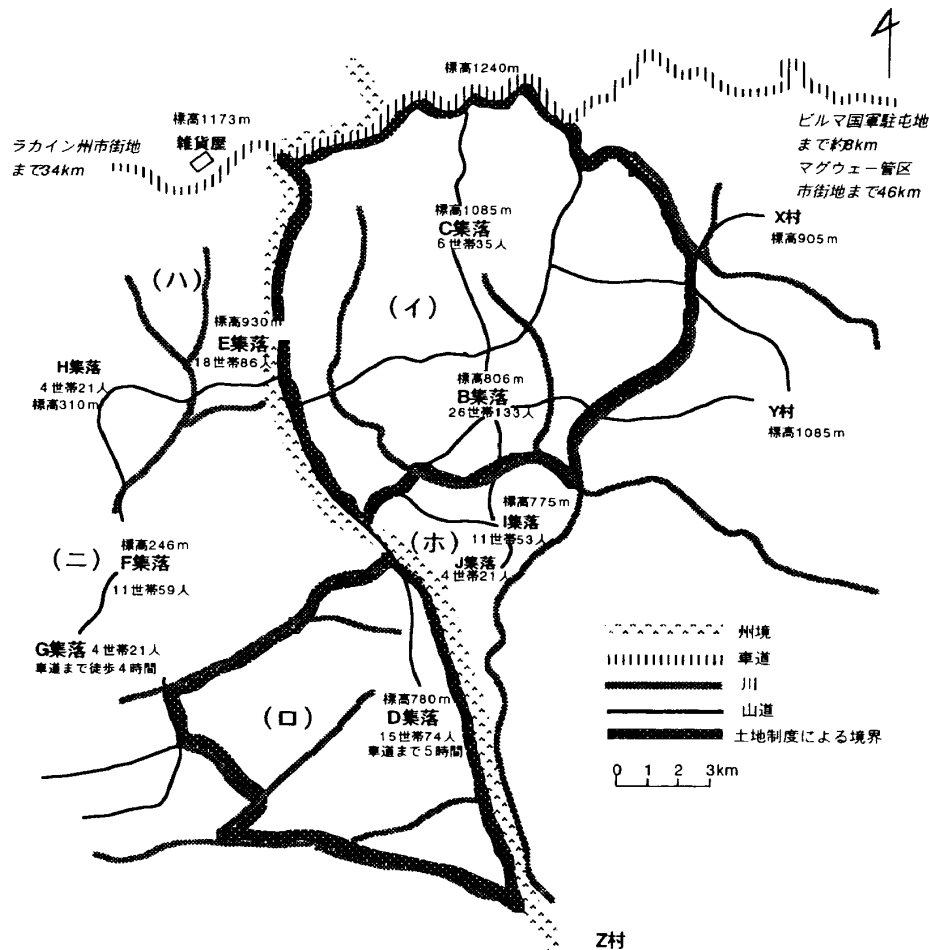


図1 A村周辺

注：本文第Ⅱ章で説明する土地制度により区分される土地イ、ロ、ハ、ニ、ホの位置および明確な境界の把握できたイ、ロについてはその領域も記した。

り、200 チャット（調査時約 100 円、村内ではニワトリ 1 羽とほぼ等価）程度を運賃として請求されるようになっている。車を利用すれば市場のある町までは約 5 時間、ただし数時間から一昼夜、荷台に乗せてくれる車両を待たねばならない。徒歩の場合、雨期に増水する川を泳ぎ渡れない者を除き車道は使わず、サラインチン人の村々をつなぐ山道を利用し 2 日かけて町に下りている。

1988 年以降、調味料、薬品、嗜好品などを販売し、村人からトウガラシやニワトリ、コメなどを買い取っている雑貨屋が車道沿いに開業している。調査時には 5 軒あったもののラカイン人の店が多く、A 村出身者の経営する店はない。現在、雑貨屋での販売購入活動は多い世帯で毎週、全世帯がほぼ毎月行っている。車道整備と雑貨屋開業は物品の販売と購入をより容易にし、また他民族と接触する機会をも増やすこととなり、A 村の人々に様々な影響を与えつつあると考えられる。

次に1969年の義勇軍侵攻である。ビルマ国軍はかねてから義勇軍の動きを警戒し、現れた場合速やかに伝えるよう周辺集落に命じていた。侵攻を受けたA村の長たちはビルマ国軍駐屯地に伝令を出したが義勇軍に察知され村長ら5人が殺害された。この直後、A村を含む周辺山村住民は、ビルマ国軍駐屯地近辺の村、山麓の町などに待避し(図2)、A村は一時的に廃村と化すこととなった。72年に義勇軍は敗走し、ビルマ政府は翌73年にA村の再建を許可、順次村人は帰村した。A村は廃村時約40世帯で形成されていたが、73年に帰村したのは20世帯前後であり最近帰村した者、退避先の村に定住した者もいる。⁸⁾

図2に示したように廃村時、市場や雇用労働機会があるK町、R村に計17世帯が移住していた。D集落の11世帯を対象に移住時の生活を調査したところ、全世帯が移住先で焼畑によるコメ栽培を行っていたが、K町に移住した2世帯がゴマ栽培を主収入としていたほか、3世帯

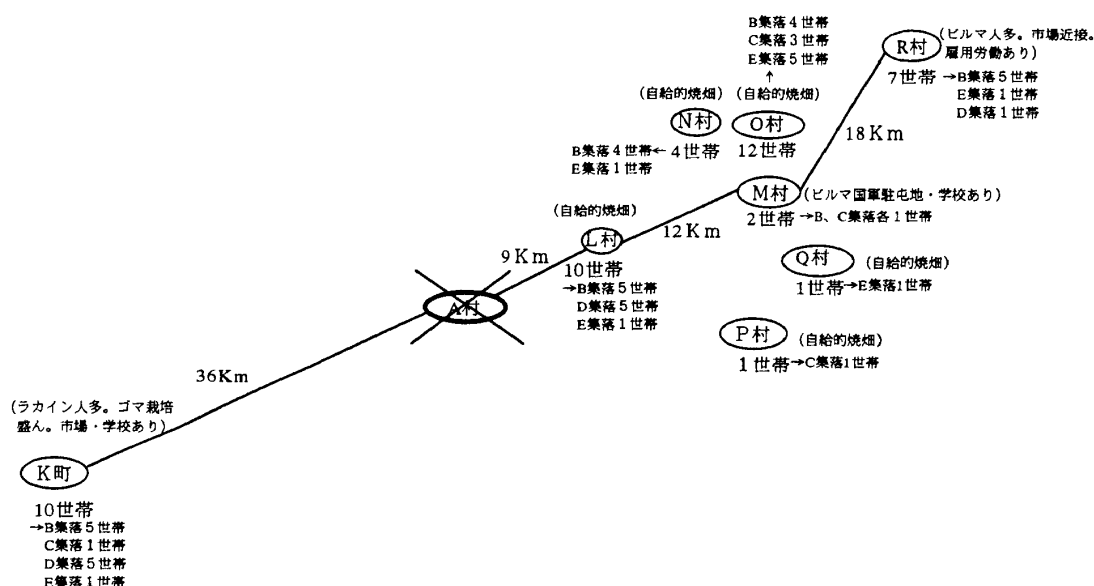


図2 廃村時の移住先別世帯数および現在の居住集落別世帯数

注：1969年の廃村時B集落に居住しており、かつ調査時B、C、D、E集落に暮らしていた世帯が移住した主な村と現在の居住集落を示している。

1969年当時、A村はB集落約40世帯のみによって構成されていた。退避時、兄弟として同居していた世帯については現在家分けし数世帯に分かれている場合でもまとめて1世帯として数えたが、把握しきれなかった世帯もあり、本図では計46世帯となっている。現在の居住集落別の世帯数は退避時に兄弟として同居していた世帯が家分けしている場合、それぞれ別の世帯として数えており計51世帯となっている。

1969年当時の移住先集落の特徴を()内に記した。特に記述がない場合はサラインチン人の集落である。

現在の居住集落別の世帯数を→の先に記した。

8) マグウェー管区内の平地村に移り天水田での水稻耕作や常畑でのゴマ、マメ類の栽培を行っているサラインチン人によれば、気候が大きく変わり暮らしにくさを感じるものがあるものの学校、病院、道などが整っており、天水田によるコメの自給も雨不足がなければ問題ないとのことであった。またA村の隣村出身者の中には焼畑用地の不足などを理由としてバゴー管区のピュー、ヤンゴン管区のモウビーなどに移り住んでいる者もいる。

がビルマ国軍にポーターとして徴用されていた。R村に移住した1世帯はビルマ人の下で農業労働者として雇用されている。廃村以前のA村の主収入源はトウガラシであり、年1回、村の若者数人がラカイン人の町に販売に行くことが他民族と接するわずかな機会であった。市場があり他民族の多い町などに退避した村人の一部は、トウガラシの7-15倍の現金収入となりうるゴマ栽培や、廃村以前には全く機会のなかった雇用労働に従事するなど、商品経済と関わりの強い暮らしを経験したのみでなく、日常的に他民族と接する機会を廃村に伴う移住によって得たのである。

II A村の再建過程における新集落の形成要因と焼畑の変容

II-1 土地に関わる慣習

A村では、焼畑の休閑期間は6,7年程度と考えられており、各土地での焼畑の耕作年数は約1年間、休閑1年目の状態の土地はサラインチン語でゾー、2-16年目はカネー、17年以上経過した二次林および原生林はカサインと呼ばれている。⁹⁾面積単位としては、陸稲の種粃1籠(約41リットル、サラインチン語で1ティン。以下1T)分を蒔く面積である1ティンキン(以下1TK)が用いられており、1TKは測量により約0.5haと推定された。¹⁰⁾

A村はヒアンデを祖とするクランによって主に形成されており、原則的にはこのクランに属する者のみが原生林を伐開し焼畑を行うことが許可され、その土地(サラインチン語でフムン)は主に伐開者を祖とする父系リネージの末子が相続している。¹¹⁾末子以外のリネージ成員は、原生林を伐開し新たなフムンを獲得する、もしくは末子からフムンの一部を譲り受けたり、一時的に借りて焼畑を行ってきた。現在では兄弟、従兄弟などとのフムンの共同利用が広く行わ

9) カサインを伐り開きトウガラシを1回栽培した後、続けて陸稲を1回、計約2年耕作するケースも存在した。

10) 焼畑21カ所でコンパス測量を行ったが、大小の沢を含んでいる、傾斜が著しく急などの地理的な要因により、1TKは0.2-0.9haと大きな幅が生じた。また、A村の人々が面積にとらわれて焼畑を行っておらず、土地の状況などによって単位面積当たりの播種量を変えていることもその理由の一つである。例えば、種粃は1つの穴に8-10個蒔かれるが、間隔は土地の肥沃度で大きく変わり、カネーでは手のひらを大きく広げた幅(サラインチン語でコオア)、カサインでは指先から肘までの長さ(ムオア)で播種されることが多く、1TKの面積に与える影響が大きい。また、播種作業は村人同士の労働提供(アータイ)、労働交換(ルーウィーエー)で行われることもあり、早く終わらせようという意識が働くためか、もしくは皆で働くのが楽しくつい勢い余ってしまうのか、多人数で行われるほど1つの穴に播く種粃の使用量が多くなり、1TKが小さくなるという村人もあった。緩傾斜地ほど種粃を多く使うともいわれているほか、陸稲の種類によっても1TKの面積は変わってくると考えられる。1TKの推定には50㎡から0.2ha程度と小さく、かつ村内ではまれな平坦地を利用した3カ所、大きな沢2つを含む1カ所を除いた17カ所の測量データを用いた。

11) A村は公共林内にあるが、注5)で述べたように公共林の所有権、耕作権は政府によって認められておらず、ここでいう所有、耕作、相続とはすべて慣習的に認められたものに過ぎない。また、フムンは所有リネージの末子が3回のみ利用できる土地とする村人もあった。他リネージのフムン貸

れており、A村の本集落であるB周辺のフムンを所有している7リネージのうち、6リネージでは兄や従兄弟などとフムンを共同利用している（表1）。フムンの共同利用を進めた要因の一つが廃村である。廃村前の総世帯数の約半数は、村の再建許可が下りた1973年に帰村せず、現在も他村に住み続けている世帯がある。未帰村世帯のフムンをその兄弟、従兄弟などが利用しており、フムン所有者の帰村後も新たなフムンの獲得できる原生林が少ないことから、フムンのリネージ内共同利用は止まらず一般化に至ったと考えられる。¹²⁾ 以上のことから本論文では、フムンを「ヒアンデ克蘭成員が原生林を伐開することで獲得し、末子が相続するものの、リネージ成員で共同利用する焼畑用地」と定義する。

表1 土地（イ）におけるリネージ別所有フムン面積および焼畑利用状況

リネージ	総面積 (TK)	世帯数	利用世帯数	総利用面積 (TK)	平均焼畑面積 (TK)	必要焼畑面積 (TK)
①	870	4	3	7.75	2.9	81.2
②	990	6	4	12.5	3.3	138.6
③	130	12	5	16.5	4.9	411.6
④	92	1	1	6	6	42
⑤	91	5	4	11	3.8	133
⑥	109	8	2	8	4.3	240.8
⑦	130	11	4	19	4.2	323.4
計	2,412	47	23	80.75	29.4	1,370.6

注：1 TK は、陸稲の種籾1籠（41 リットル）分を播く面積であり、測定の結果、約0.5 haと推定された。利用世帯数には、そのフムンを借りて利用している世帯は含まない。

各リネージの総利用面積は、自リネージのフムンを利用した焼畑面積のみを記した。

平均焼畑面積は、各リネージに属する全世帯の焼畑面積の平均であり、フムン以外の焼畑も含み計算した。

必要焼畑面積は、各リネージの平均焼畑面積に、7（休閑年数6＋耕作年数1）とリネージ構成世帯数を乗じたものである。

借も頻繁であり、B集落26世帯中8世帯が他リネージのフムンを借りていた。他村者は1年のみフムンを借りられるが、フムンのうち所有リネージが利用を厭う部分、つまりそのフムンのうち最も焼畑に適さない部分であるため、他村者の利用はほとんど行われてきていない。フムンの譲渡、交換、売買も可能であるが、譲渡については、末子から兄もしくは姉妹の嫁ぎ先に譲渡する事例があり、売買について確認できたのは後述するD集落周辺の土地のように、他村の1親族集団から購入した事例のみである。

- 12) 1932年から45年にかけて、A村の一部の人々は当時他村の土地であったD集落周辺の土地を一時的に借りて焼畑をしていた。D集落周辺は村内で最もコメの高収量が期待できる土地であり、32年以降の一時的なこの土地の利用も高収量を求めた村人によるものと考えられる。村内で高収量が期待できるのはD集落周辺もしくはB集落周辺の原生林を利用した焼畑であり、村人が前者を選択したことから、当時すでにB集落周辺については原生林が減少しており新たなフムンを獲得できる余地は少なかったと考えられる。また現在B集落は26世帯であるが、うち22世帯がフムンの共同利用を行っており、現在の倍近い40世帯が暮らしていた廃村時のB集落でもフムンの共同利用が行われていた可能性が高い。

II-2 B 集落における土地制度および土地利用状況

A 村の土地は、慣習的な土地制度によって (イ)–(ホ) の 5 つに分かれている (図 1)。ヒアンデクラン成員が慣習的にフムの形成をしてきた土地は B, C 集落のある (イ) と F, G 集落のある (ニ) の 2 カ所である。(ロ) は B 集落居住者らが他村者から購入した土地であり、フムの形成ができない共同利用地である。E, H 集落のある (ハ) は、他村から焼畑利用を黙認されてきた土地であり、I, J 集落のある (ホ) は I 集落出身者 1 人を代表とするリネージが所有する土地である。A 村の元々の居住域は B 集落周辺であり、本節では B 集落のある (イ) における焼畑に関する土地制度と土地利用状況から、新たな集落が形成された要因を探り、各集落の形成過程における焼畑の変容を把握する。

(イ) の面積は約 5,400 ha,¹³⁾ フムは B 集落居住域周辺および遠隔地にある山上にも一部存在している。A 村の人々の祖先の多くは、(イ) のうち特に B 集落周辺の焼畑適地を伐開し、フムを増やしながら焼畑によるコメ自給を維持してきた。

現在、土地 (イ) において 7 リネージが合計 2,412 TK, 1,206 ha のフムを所有している (表 1)。グルーは熱帯における可耕地を全土地面積の 40–60% としているが [グルー 1971: 59–61], (イ) の土地 5,400 ha には河川や居住域、焼畑の困難な急傾斜地や焼畑がタブーである聖域が含まれており、フム面積は全体の 2 割に過ぎない。しかしながらリネージ全成員が 6 年以上の休閑期間をおきつつ焼畑を行いうる広さ (必要焼畑面積) のフムを持っているのは①, ②, ④のみである (表 1)。

リネージ③の焼畑状況を見てみよう (図 3)。③は 85 カ所 130 TK のフムを持っている。③のうち 5 世帯が B 集落に居住し、合計 16.5 TK のフムを利用していた。これは 130 TK のフムを 7 年の休閑期間で利用する場合、毎年使える面積の最大である $130/8 = 16.25$ TK とほぼ一致している。また、B 集落内の他リネージのフムを 3 世帯が合計 2.5 TK 借りているほか、D, E 集落に移り住むなどして焼畑を行っている者も多い。③の持つフムでは、B 集落に居住する 5 世帯の焼畑用地も十分に賄えず、残りの 7 世帯は村内外への移住を余儀なくされていることがわかる。つまり、フムではリネージ全成員の焼畑を賄うことができないという現状が、新しい集落を形成せざるを得ない要因のひとつになっていると考えられよう。また、B 集落周辺に原生林はほとんどなく、新たなフムの獲得を目指す人々は原生林の残る地域へ移住しているのである。

II-3 新たなフム、新たな収入源の獲得可能な C 集落

1988 年、原生林を伐開し新たなフムを得るべく、B 集落より 2 世帯が移住し C 集落が形成

13) 山稜などを走る山道、中小河川が慣習的な境界線を形成しており、5 万分の 1 の地形図を基に、村人と話し合いながら地図上に境界線を記し、面積の推測を行った。

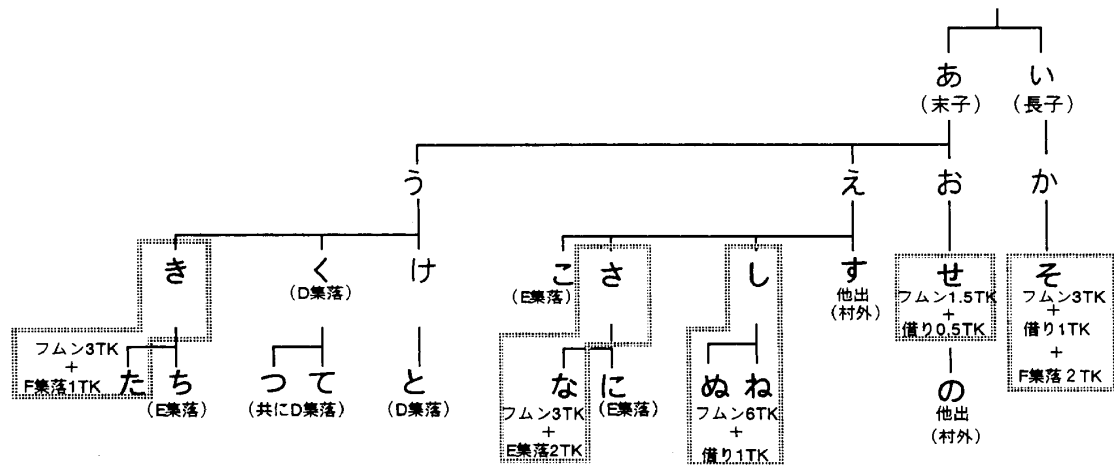


図3 リネージ③の焼畑状況

注：あ-か、けは死去。

で囲まれた世帯はB集落に居住している世帯を示す。

B集落内で他リネージのフムンを借りている場合は「借り-TK」とし、村内他集落の土地を借りている場合は「-集落-TK」と記した。

村内外での移住先は（ ）内に示した。

娘および未婚の息子、他出者の子どもは表記していない。

された。B集落より標高が約280m高く徒歩1時間の位置にあるC集落には、フムンで必要焼畑面積を満たせない⑥、⑦(表1)の6世帯が居住していた。C集落の形成された88年は雑貨屋の開業年でもある。車道まで徒歩45分、雑貨屋まで1時間半とA村の中で最も市場アクセスが良いことも6世帯を惹きつけた要素と考えられ、車道整備車両と物品運搬車両の増加し始めた95、96年に各1世帯、97年には2世帯が移住していた。

また、車道に近く作物の運搬が容易であること、B集落周辺よりも寒冷でありライムなどの果樹を栽培し収入源としている周辺山村¹⁴⁾に気候が似ていることなどの地理的条件を利用し、1990年頃よりライムなどの果樹栽培が試みられている。6世帯中4世帯が未結実の幼木を含む8本の果樹を植えており、先に移住した2世帯は1,000-3,000チャット¹⁵⁾の販売収入を得ていた。村全体でコメが不作であった97年に、焼畑から収穫したコメで自給できた世帯がB集落には9世帯あったのに対しC集落には全くなかった。C集落が気温による稲作の限界地に立地しているというわけではなく、C集落より標高の高い周辺山村でも稲作が行われている。C集

14) A村から10数キロの位置にある山村では、この地域出身で農業博士であるサライン・トゥンタンおよび焼畑から果樹栽培への転換を促進する森林局の指導により、ライム、オレンジ、コーヒーなどの栽培が試みられている。

15) 調査時、日本円で約500-1,500円。もう1つの収入源であるトゥガラシの出来によるが、果物販売は年収の半分から8割を占める。

落の焼畑用地は冷風の吹き込む斜面であり、B集落の人々はフムンを獲得できるがコメ作の難しい場所と認識しており、C集落の人々はコメの不作を覚悟しつつ移住したと考えられる。果物とトゥガラシからの年間収入を5,000チャットとし、コメ購入費用に充てた場合、粳米410リットル（構成員数5人世帯の約1.2カ月分の消費量）を購入できる。C集落の人々はコメをすべて購入で賄うことはできないものの、世帯消費分の1カ月分程度が不足する不作であれば果樹、トゥガラシ栽培からの収入で賄うるのである。さらに97年、A村で唯一車道沿いに居住している1世帯は、93年以降毎年コメ不足を経験しており、焼畑によるコメ自給に嫌気がさしかボチャ、トゥモロコシ、トマトなどを販売用に栽培していた。焼畑によるコメ自給を放棄し商品作物の栽培に特化するというA村の焼畑における最も新しい動きのひとつであるが、今後この世帯に倣う村人が出てくるのか、興味を持たれるところである。¹⁶⁾

II-4 コメの高収量が期待できるD集落

(イ)とともに古くから焼畑用地として使われてきたのが、竹林の多い土地(ロ)である。(ロ)は、1967年頃にB集落全世帯が貯えていた銀を出し合い、他村の1リネージから購入した土地約3,000haである。(ロ)では購入以前の1932年頃にも貸借形式でA村の村人が焼畑を行っていた。

B集落での陸稲の収量は、種粳1籠当たり粳米で20籠程度であり、15-50籠とA村内では最も高収量が期待できる(ロ)は、コメ不足の続いた村人にとって魅力的であった。D集落での陸稲の反当収量(玄米)は98-328リットルであり、¹⁷⁾ 東南アジアの焼畑の反当収量(玄米)が61-383リットル[佐々木1970:114]とされていることから、(ロ)の収量の多さがわかる。

(ロ)には1989年にD集落が形成され、現在15世帯が居住しており、うち7世帯が形成時より住み続けている。過去に1年間以上D集落に居住した世帯は合計36世帯、うち32世帯はB集落の出身である。他村、他集落へ再移動した21世帯のうち、14世帯はD集落の滞在期間が3年以下であり、うち3世帯がB集落に戻っているほか、F集落に4世帯、C、H集落に1世帯、他村にも5世帯が移住している。D集落は、フムンでは十分な焼畑を行えずコメ不足が続いた村人が一時的に移住する集落でもあるのである。

また、車道まで徒歩5時間であり、A村の中で最も市場アクセスが悪いものの、高収量が期待でき、焼畑によるコメ自給に有利であるがゆえに形成された集落と言えよう。

16) 1998年9月、B集落を含む周辺山村の教会がビルマ国軍によって破壊されており、何らかの宗教上の確執があると考えられる。C集落35人中、前村長を含む33人が精霊信仰者であり、近年特にB集落で増加しているキリスト教徒に反発する村人が新たな集落を形成したという見方もできるかもしれない。

17) 粳米1籠41リットル＝玄米32.8リットルとして換算した。

II-5 車道、雑貨屋へのアクセスが良い E 集落

18世帯86人の暮らすE集落は、1981年に他村出身者2世帯が移住したことに始まる。現在他村出身者6世帯、フムンで必要焼畑面積を満たせない③、⑤、⑥、⑦（表1）の9世帯を含めB集落出身者が12世帯となっている。E集落は、雑貨屋まで徒歩1時間半とA村の中では最も雑貨屋に近く、16世帯は雑貨屋ができた88年以降の移住者である。移住した理由として収穫物等の販売、日用品購入の容易さが挙げられており、トマト、ナス、カボチャなどの余剰分が雑貨屋に販売されている。ライムなどの果樹栽培も試みられているが生育が悪く収入源となるには至っていない。雑貨屋に近く販売購入活動の便が良いことがE集落への移住を進めた要因となっているのである。

また、E集落のある（ハ）は、約30km離れた地点に主集落のある他村に属している。E集落居住者によるフムンの所有は認められないものの焼畑利用そのものは黙認されてきたが、後述するように1997年以降、（ハ）の土地が属する郡の長などが利用料を請求し始めている。

II-6 その他の集落

1995年前後に再建されたF、G集落のある（ニ）では、ヒアンデ克蘭成員であるF集落長などのリネージのみがフムンの所有を慣習的に認められている。H集落の土地制度については把握していない。

また周辺山村に先んじて再建されたA村には、他村に属していたI、J集落が新たに組み入れられている。I、J集落の周囲の土地（ホ）は、I集落出身者1人を代表とするリネージ全体に所有されており、個人によるフムンの所有は認められていない。他リネージの者が（ホ）を借りる場合、リネージ代表者の許しを得られる年数、面積で焼畑を行うことができる。他村者に1年間のみフムン内の焼畑不適地の利用を許可しているB集落よりも、（ホ）は他村者が利用しやすく、Z村（図1）の村人など約20世帯は1990年に政府が村の再建を許可するまでの数年間、I集落に移住し焼畑を行っていた。リネージ代表者はZ村の村人らに複数年の焼畑を許可したものの、その結果（ホ）内において高収量の期待できるカサインが減少し、I集落のリネージ構成員の中からもD、F集落などへの移住者が生じることとなったのである。

II-7 まとめ

A村の人々は、B集落周辺の原生林を伐開して得たフムンで焼畑を行いコメを自給してきた。コメ不足の続いた世帯は高収量の期待できる（ロ）を一時的に他村者から借りて利用していた。しかしながらB集落周辺の原生林は減少し、B集落に住み続けながら新たなフムンを獲得することは困難となり、新たな焼畑用地として1967年頃（ロ）が購入される。1973年、A村は従来の土地で村の再建を進めることが政府により許可され、B集落周辺フムンのリネージ内共同利用一般化という変化が生じたものの、慣習的土地制度は維持された。しかし、フムンの

共同利用という新たな慣習を以ってしても各フムン所有リネージに属する世帯の必要焼畑面積を満たすことはできず、新たなフムンを求める人々は1988年、C集落を形成する。

廃村時、K町など市場、雇用労働機会があり商品経済と関わりの強い地域に移住した村人ばかりがC、E集落など販売購入活動の容易な集落に居住している訳ではない(図2)。しかしながら、廃村に伴う移住によって日常的に他民族と接し、商品経済と関わりの深い暮らしを見たことは、焼畑によるコメ自給の有利さだけでなく商品経済上の利便性に関心を持つようになるきっかけの一つとなったのである。そして1988年の雑貨屋開業、95年以降の車道整備は、A村での暮らしそのものを商品経済活動や他民族との関わりを強める方向に大きく働いている。88年以降、販売購入活動が容易であることがC、E集落への移住を進め、C集落については新たな収入源である果樹の栽培適地であり、かつ車道に近く運搬が容易であることから、95年以降、車道通行車両が増加するに従い、移住者が増えている。さらにC集落においては、焼畑によるコメ自給を放棄し、商品作物栽培に特化する世帯まで生じている。

A村では、1990年代に入り商品経済上の利便性を求める人々の動きが目立ちつつあるが、コメの自給を求める人々の動きが消えたわけではない。村内で最も市場へのアクセスが悪いD集落は、販売購入活動が容易であることよりも高収量が期待でき焼畑によるコメ自給がより有利であることを優先する人々によって形成されているのである。

村人はコメの自給を求める方向とコメ自給を行いながらも商品経済との関わりを強めていく方向の2つに分かれ、新たな集落を形成しつつ村の再建を進めてきている。これは、現在もビルマに存在する広大な廃村化地域の再建が進んだ場合、村々が辿るであろう道の2つの方向を表しているのではないだろうか。本論文ではさらに、コメ自給に向かう人々の動きに注目し、次章ではD集落を事例としてA村における焼畑によるコメ自給システムを明らかにすることを試みる。

III 焼畑によるコメ自給を支える諸要素——D集落の事例

III-1 集落概況

1989年に形成されたD集落には、廃村に伴い様々な町村へ移住した経歴を持つ15世帯74人が生活している。居住域には家屋が13棟、沢から引いた水場が2カ所あり、夜間ウシを入れる囲いが1カ所ある。¹⁸⁾ 家屋の建築材料にはトタン、レンガ、ガラスなど購入物¹⁹⁾は全く用いら

18) ウシは4世帯が所有しており、成牛1頭1-2万チャットで販売できる。ブタ、ニワトリ、ウシは飢饉時のコメ購入源でもあり、ニワトリは1羽200チャット、ブタは1頭4,000チャットで販売されている。

19) 購入品目として塩などの調味料、衣服が挙げられ、車道の雑貨屋や約70km離れた市場で購入されているほか懐中電灯(9世帯)、腕時計(6世帯)、ラジカセ(5世帯)を所有する世帯もある。また、調査時A村周辺に電気は全く引かれていなかった。

れていない。屋根、壁、床材料として、タケのほかミキナシヤレオウギ (*Licuala ferruginea*) やスダレヤシ (*Eugeissona tristis*) に似た植物が利用されており、柱用材としてはセイロンテツボクなど周辺にある樹木 65 種が用いられている。

III-2 焼畑用地および分配制度

竹林を利用した焼畑の多い D 集落の 1 世帯 (平均構成員数 4.9 人) 当たりの平均焼畑面積は 2.5 ha であり (表 2), (ロ) の半分である 1,500 ha が可耕地であると仮定し, 休閑年数を 6 年とした場合, (ロ) は A 村全体の 8 割にあたる 85 世帯の焼畑用地を賄うことが可能である。(ロ) は D 集落だけでなく A 村の人々全体の焼畑を支える基盤となりうるほどの広さを持ち, かつ高収量も期待できる土地であるといえよう。

また竹林を利用した焼畑の多い D 集落の平均焼畑面積 2.5 ha は, 広葉樹のカネーを利用した焼畑の多い B 集落 (1 世帯の平均構成員数 5.1 人) の 1.8 ha を上回っている。この数値は東南アジアの 1 世帯 (構成員数 5 人) 当たりの平均焼畑面積である 1.4-1.8 ha [佐々木 1970: 118] よりもかなり大きな値である。広葉樹などの極相林や二次林を利用した焼畑と比べて, 竹林での伐開労働量 (ha 当たり労働時間) は約 1/9 から 1/4 で済むとされており [同上書: 111], コメの高収量を期待して移住した D 集落の人々が, より収量を上げるべく大きめの焼畑を行うことを助けたと考えられる。

(ロ) は 1967 年に B 集落居住者全員で購入した土地であり, 慣習上はヒアンデ克蘭全体で所有していると認識されている土地である。共有地であること, イノシシやサル の食害を減らすためには皆が寄り集まって焼畑を行うことが効果的とされていることから, 各年の焼畑用地は D 集落全体の寄り合いで決定される。寄り合いは陸稲の収穫作業が終わる 12 月以降に集落長宅で行われ, B 集落出身者以外の世帯を含め, 全世帯から各 1 名の代表者が参加し, まず焼畑候補地の視察が行われる。その後の焼畑用地の選定は, 古参居住者で土地の状況に詳しい世帯の意見が強く反映される。

焼畑用地の決定後, 各世帯の労働力に見合った面積の焼畑用地が分配される。居住域から近い場所は収穫物の運搬などが容易であり, 人気が高く広い面積を得ることが難しいため, 世帯員数が多く広い面積の必要な世帯 1, 2, 3 は居住域から離れた場所で広い区画を利用している (図 4)。独立して間がなく小さな子どものいる 7, 年老いた母と二人世帯の 5 は家事を担いつつ焼畑を行いやすくするため, 居住域近辺の焼畑用地が分配されている。また未亡人世帯 12 の娘 2 人を嫁としている 13, 14 は, 焼畑内に家を建てており, それぞれの主な焼畑は隣接している。これは後述するように精霊信仰者間において 12 が婿側である 13, 14 の上位階層になるため, 13, 14 が 12 の焼畑労働や家事を助けやすいように焼畑用地を分配しているのである。また焼畑用地として好まれる緩傾斜地は複数の世帯に細分されているほか, 川筋を好む品種を栽

田中：ラカイン山脈サラインチン人集落の再建と焼畑によるコメ自給

表2 D集落における1998年の焼畑状況

世帯番号	面積 (ha)	籾米ごとの使用量と品種数	労働提供の依頼状況	焼畑箇所数	植生と休閑年数
1	4.02	FB 3T 2S/FZ 3T 2S/BW 2S AW 3Bu/MM 1S/EM 7Bu /SC 3Bu 計7品種	頼まず	3カ所	竹林8年 竹林8年 竹林8年
2	4.04	FZ 5T/FB 2T/MG 1S/ MM 1S/不明 3S 計4品種	頼まず	2カ所	竹林8年 竹林カサイン
3	4.23	FZ 5T/FB 3T/BW 2S AT 1S 計4品種	頼まず	3カ所	竹林8年 竹林8年 竹林0年*
4	1.61	FZ 1T 3S/FB 1T/MM 2S 計3品種	頼まず	2カ所	竹林8年 竹林8年
5	2.16	FB 2T/FZ 2T/MM 2Bi/SC 1Bi CZ 1Bi/MR 2Bi 計6品種	伐開1日村人10人 除草1日村人7人	2カ所	竹林8年 竹林8年
6	2.92	FZ 3T 2S/FB 1T 1S/CZ 1S SC 1Bi/BW 2S 2Bi 計5品種	頼まず	3カ所	竹林8年 竹林8年 竹林カサイン
7	2.25	FZ 2T 2S/FB 2T/MM 1Bi 計3品種	播種1日村人4人	1カ所	竹林8年
8	1.72	FB 1T 2S/FZ 1T 3S/EM 1S MM 1Bi 計4品種	除草8日兄弟1人	2カ所	竹林カサイン 竹林8年
9	2.05	FZ 2T/FB 1T/SP 1Bi/MT 1Bi MM 2Bi/SC 2Bi 計6品種	伐開・播種1日村人15人 除草1日村人5人	1カ所	竹林(木少々) 8年
10	1.61	FZ 2T 2S/FB 2S/MR 1S 計3品種	伐開1日村人15人	2カ所	竹林8年 竹林カサイン
11	2.75	FZ 3T 1S/FB 1T 2S/SC 1S AW 1S 2Bi/MM 1S 計5品種	頼まず	2カ所	竹林8年 竹林8年
12	1.36	FZ 2T 1S 2Bi/FB 1T/AW 1S OZ 1Bi 計4品種	伐開15日・播種8日 除草10日各近親1人	2カ所	竹林8年 竹林0年*
13	1.79	FZ 1T 2S/FB 2T/AW 2Bi 計3品種	除草6日村人1人	2カ所	竹林8年 竹林8年
14	2.48	FZ 3T/FB 1T 2S/MM 2S 計3品種	除草1日村人5人	2カ所	竹林8年 竹林カサイン
15	3.14	FB 1T 1S/FZ 3T/RN 1T SY 4Bu/SB 2S/BW 2S 計6品種	頼まず	3カ所	竹林8年 竹林8年 竹林8年
平均	2.54	4.4品種		2.1カ所	

注：現地で使われている使用籾量の単位は1T(ティン)=41リットル，1S(セイ)=1/4T，1Bi(ビー)=1/4S，
1Bu(ブー)=1/8Bi。

籾米は，餅米を含む18品種にわかれる。品種のサラインチン語名を以下に記す。

FB(フリーボー) FZ(フラウザボーン) BW(ビットゥイー) AW(アワカー) MM(ミーマ) EM(エマター)
SC(サウンチェア) MG(ミャウングイン) GG(ガイングー) AT(アンティアー) CZ(チャウンゾエ) MR(ムイロア)
SP(スペニー) MT(マウンター) OZ(オエゾー) RN(レインニー) SY(シャウッチー) SB(サウンプロウ)

調査時，収穫作業は始まったばかりであり，労働提供を頼むつもりであるという世帯はあったものの，その日数および人数については把握していない。

* は，竹林カサインを伐り開きトウガラシを1年栽培した後，続けて焼畑として用いたものである。

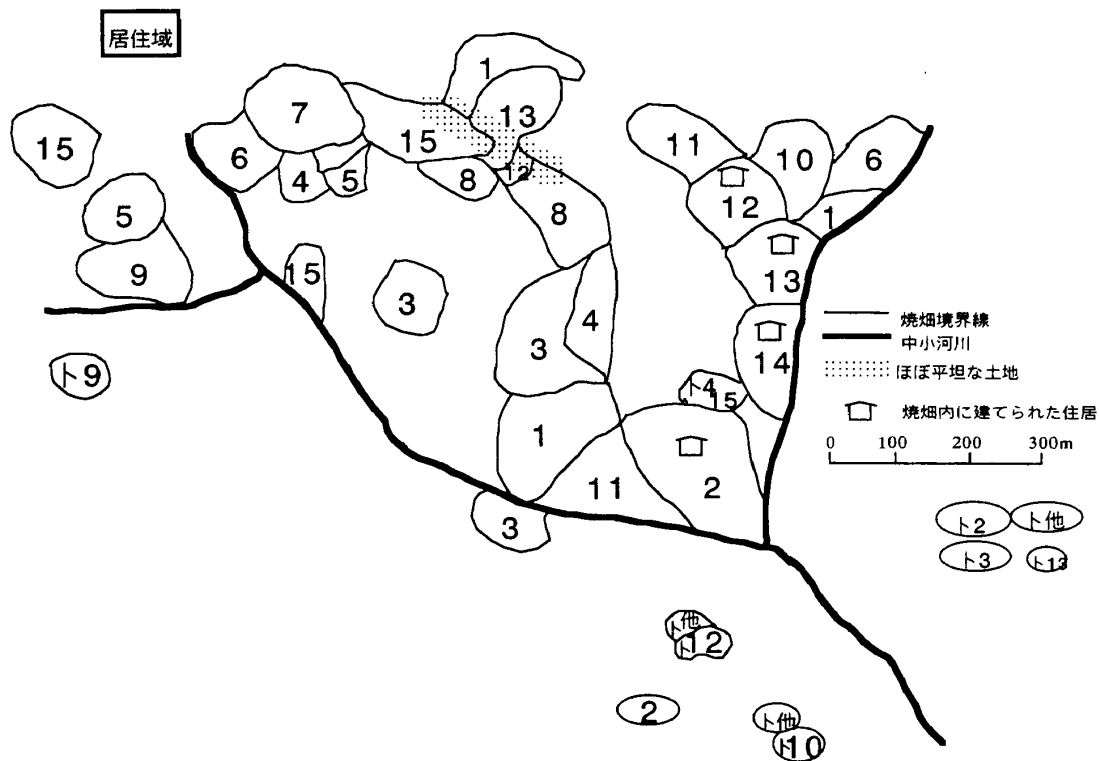


図4 焼畑およびトウガラシ用焼畑位置

注：この図はおおまかに各世帯の焼畑の位置、形状、面積を示している。形状を把握していない焼畑については、だ円形で記した。居住域から最も近い世帯番号7の焼畑は2.2 ha、居住域から徒歩10分。2の大きな焼畑は3.1 ha、徒歩30分の距離にある。

トがついているものはトウガラシ用の焼畑である。ト他とは、他集落者のトウガラシ用焼畑である。

4と15は兄弟であり、共同で耕作している焼畑がある。

居住域から徒歩2時間の場所にある竹林のカサインで、1998年4月に山火事があり、5世帯がトウガラシ用の焼畑を、うち3世帯は陸稲用の焼畑も行っているが、その位置を把握していないためこの図には記していない。毎年、遠隔地では山火事が起こっているが焼け跡を焼畑として利用しているのは今回が初めてとのことであった。

増したい世帯のために川に接する区画も細分されている。土地分配に関する寄り合いでは、集落長が各世帯の希望、事情を汲みながら一区画ずつ分配先を決めていく。このように、D集落では皆が公平かつより円滑に焼畑を行えるよう、土地の分配に細かい配慮がなされているのである。

III-3 作目

D集落の焼畑ではモチ米を含む18品種の陸稲が栽培されており、1世帯当たりの平均栽培種数は4.4品種である(表2)。陸稲は食味、収量の多さで品種が選ばれるほか、収穫時期の違う物が組み合わせられて栽培されている。これは短期間に各世帯の労働力を越えた収穫を行わねばならない場合、食害によって失われる部分が多くなるため収穫期の違う品種を組み合わせ

せなければならないのである。数品種の陸稲を組み合わせた栽培方法は、食害ばかりでなく天候不順による不作というリスクを回避する、いわゆる在地リスク回避（Indigenous Risk Avoidance）行動〔菅 2000: 31-32〕のひとつといえよう。

焼畑では陸稲とともにカボチャ、トウモロコシ、ショウガのほか、ヤマイモ、サツマイモなどのイモ類、ササゲなどの豆類、ハトムギなどの雑穀類など 55 種が自給用に混作されており、1 世帯当たり平均 33 種となっている。²⁰⁾ これらの作目に加えて、ノゲイトウ (*Celosia argentea*) など焼畑に彩りを添える花 22 種も混作されている〔田中 2000: 68-69〕。花の種が種籾に混せて播かれるほか、焼畑自生植物が除草の対象とならず残されることもある。花の有無は除草などの焼畑の手入れ、稲の生長の程度とともに村人がその焼畑の出来を評価する材料になることもあり、D 集落全世帯が花を栽培している。花は観賞用のほか薬用、ブタの餌用、食用カブトムシを集める花、精霊祭用の花などがあり、各世帯の平均栽培種数は 12 種となっている。居住域では果樹が数本植えられているものの花はほとんど栽培されておらず、薬草などの植栽もごく少ないが、これは居住域内にウシやブタが放し飼いされており食害にあうためと考えられる。

また、主収入源であるトウガラシを主に栽培する焼畑があり、サラインチン語でマクーと呼ばれるタバコの葉やトマトなど 44 種が栽培されている。²¹⁾ D 集落 15 世帯中 13 世帯がトウガラシ用焼畑を持っており、花を除く各世帯の平均作目数は 13 種となっている。9 世帯はトウガラシ用焼畑で花栽培を行っていないが、トウガラシ用焼畑は居住域から離れた土地に分散しており常に他の村人の目に触れるわけではないこと、陸稲用焼畑で行われている様々な精霊祭がトウガラシ用焼畑では行われていないことがその理由と考えられる。村人の視線を常に浴びる、そして精霊、祖霊の見守る場所でもあるからこそ、陸稲用焼畑は美しく花で飾りたい、もしくは飾るべきという意識が働いているのではなかろうか。

III-4 焼畑労働

各世帯における労働者（13 歳以上 60 歳未満）1 人当たりの焼畑面積は、0.4-2.1 ha と幅があるが、伐開作業などに近親や村人の労働提供を頼んだ世帯が 8 世帯あった（表 2）。労働提供のお返しは、濁酒とニワトリやブタ肉を供した宴のみである。労働交換を行っている世帯も 9 世

20) このほか、焼畑にともない発生する多くの自生植物や昆虫などが食用、薬用とされている。伐開、乾燥、火入れという過程で 7 種の食用キノコが発生することに始まり、播種時のコオロギ、陸稲収穫期のカブトムシ（ギデオニヒメカブト *Xylotrupes gideon*）など 20 種が食用とされている。また、休閑地であるゾー、カネーに多く自生する植物 16 種も生活資源として利用されている。

21) トウガラシはラカイン州の町などで販売しており、D 集落の 11 世帯は年間平均 11,400 チャット（5,700 円）の収入を得ている。しかしながら陸稲用焼畑が多忙である場合などはトウガラシ用焼畑は行われず、D 集落に 5 年以上暮らしている 6 世帯のうち、毎年欠かさずトウガラシを販売目的に栽培しているのは 2 世帯のみである。

帯あり、1世帯が例外的に等価労働で返す代わりに粳米を支払っていた。²²⁾ 焼畑労働に金銭を介した労働提供はなく、村人同士の相互扶助によって賄われている部分が多いのである。

焼畑労働の節目には様々な精霊祭が催されており、特に父や祖父などが焼畑を行った場所で焼畑を行うときには精霊祭を催すことが望ましいとされている。精霊祭では、村の開祖に至る15代前後の祖先名が祭司によって読み上げられ、祖霊が集落に招かれる。²³⁾

また精霊信仰者間では、嫁を出す側のリネージ（サラインチン語でクエルーン）が嫁を得る側（クエニャン）の上位階層となる慣習がある。²⁴⁾ 婿はブタと濁酒をクエルーン側に贈らねばならず、クエルーン側のリネージ、友人、客人のみが酒を供され豚肉を食べることができ、クエニャン側は鶏肉料理のみ手を付けることが許される。クエルーン側が精霊祭を催す際には、その濁酒の仕込みをクエニャン側が手伝わねばならず、クエニャン側は何らかの意志決定をする際にはクエルーン側の承諾を得ることが望ましいとされる。2本の竹製ストローが挿された壺に向かい合い、濁酒を飲みあう際にはクエルーン、クエニャンそれぞれの座る位置が決まっており、子どももお互いの関わりを常に認知することになる。婚姻に関わる慣習や精霊祭は、村人にお互いの血の繋がり、親族関係を再確認させ、村人同士の結びつきを維持する働きを担っているのである。

III-5 コメの貸借慣習

A村には、サラインチン語でアプーイエーと呼ばれるコメの貸借慣習があり、コメの不足した世帯の多くはコメを借り、次の収穫以降に同量を返すという方法で不足分を補っている。特にB集落より1カ月ほど早く収穫のできるD集落では、収穫作業を手伝ってもらい代わりに収穫したコメのいくらかを貸し与え、B集落での収穫が始まれば同量を返してもらうというやり方でのコメの貸借も行っている。²⁵⁾ 各世帯の年別粳米収穫量を各年の1カ月当たりの粳米消費量で除すことで、自らの焼畑から収穫したコメによって自給可能であった月数（コメ自給可能月数）を表し、その結果を表3にまとめた。天候不順によりA村全体でコメが不作であっ

22) 粳米を受け取っている世帯はコメ不足が続いており、それを部分的に助けるべくあえて粳米が支払われているように感じられた。また労働提供のお礼の宴に必要なニワトリなどが無く手伝いの依頼を躊躇している世帯があった。

23) 本稿では省略したが、精霊祭は、主に7つに分かれており、火入れ、播種、結実、収穫などの前後に、個人もしくは居住者全員が集まって行われている。集落全ての男性の父名を遡って述べることができ、かつ古いサラインチン語でのお祈りの言葉を覚えている者は限られており、D集落では2人のみである。現在、集落の16歳の少年1人が祭司になるべく修行をしている。

24) しかしながら嫁のやりとりは一方向ではなく、クエルーン男性がクエニャン女性を娶りたい場合は、男性側が精霊にニワトリやウシを捧げる祭りを催せば可能である。またかつては自分（男性）の母の兄弟の娘との結婚（サラインチン語でシーソー）、すなわち母方交差いとこ婚が多かったとのことであるが、現在のD集落居住者にその事例は見つけられなかった。

25) アプーイエーではないが、村内のコメ不足が続いた世帯に貸す、もしくは精霊祭などに用いるために、村内の15-20歳の未婚男女が労働提供をし、B集落近辺で3TKの焼畑を行っていた。

表3 D集落におけるコメ自給可能月数

世帯	90	91	92	93	94	95	96	97
1				14	9	12	6	10
2			12	20	25	16	15	19
3	28	16	13	16	5	16	10	6
4	16	20	15	16	13	20	10	10
5						<13>	<16>	<10>
6								<10>
8				12	20	12	12	12
9						<8>	<6>	<10>
10		[9]	[8]	[9]	[12]	<9>	<7>	<2>
11					8	12	15	15
12							<11>	<21>
13				[12]	<25>	<35>	<25>	15
14					<14>	<8>	<12>	<10>
15						12	10	24

注：〈 〉内の数字は他村に居住していた年のコメ自給可能月数。

[]内の数字は村内他集落に居住していた年のコメ自給可能月数。

D集落14世帯のデータであるが、1990年まで遡り調査できたのは2世帯のみである。

世帯7は1997年以前は世帯2と同居しており、重複を避けるため本表には記さなかった。

た1995-97年の3年間、年間通して自らの焼畑から収穫したコメで世帯消費分を満たすことのできた世帯はD集落の12世帯中4世帯、3年間全て満足にコメを自給できなかった世帯も2世帯あった。D集落形成時から居住している6世帯の95-97年の種粳1T当たりの収量（粳米）は13.3-35.7T、平均では22.1Tであり、D集落の人々は連年に亘って、期待していた高収量を上げられなかったのである。

A村の再生後B集落に戻ったのち、より良い焼畑用地を求めて他村へ再移動した1世帯は、親族が少ない他村ではコメ不足時に十分コメを借りられなかったため、親族のいるA村に戻り、現在ではD集落に居住している。また、コメ貸借量の約7割はヒアンデ克蘭で構成された村内でのやり取りによるものであり（表4）、血縁関係を基とするアプーイエエーによる村全体でのコメ自給が行われてきたことがわかる。

しかしながらアプーイエエーのみでなく、村内外での金銭によるコメの売買という方法も併用されている（表4）。余剰米の村外への販売は、少量であるものの90年以前から行われてきているが、村全体で天候不順による不作の起きた94年以降には、コメの不足分を村内での購入によって賄うという手段が取られ始められている。特に、車道整備が進んだ96年以降、山麓の市場でコメを購入し車で運搬する世帯が生じ、コメの売買量がアプーイエエーによる貸借量を上回り始めている。連年の天候不順に伴う不作で、アプーイエエーによるコメの貸借限度量を越えるほどコメの借り分が嵩み、コメを購入せざるを得ない世帯が生じたのではないかという

表4 D集落におけるコメ過不足時の対応状況別世帯数および貸借・売買量

対応例		90	91	92	93	94	95	96	97	計
不足時	借りた	0	1	1	1	0	1	1	1	6
	買った	0	0	0	0	1	2	5	2	10
	借りかつ買った	0	0	0	0	1	0	0	2	3
余剰時	貸した	1	1	0	0	2	1	1	1	7
	売った	0	0	0	0	1	1	1	2	5
	貸しかつ売った	1	1	1	1	1	2	0	2	9
借りた量(籠)		0	20	20	15	10	15	25	45	150
うち村内(籠)		0	20	20	15	10	0	0	30	95
貸した量(籠)		110	90	15	20	130	155	80	20	620
うち村内(籠)		110	90	15	20	30	88	40	20	413
買った量(籠)		0	0	0	0	90	35	116	75	316
うち村内(籠)		0	0	0	0	90	20	63	58	231
うち車で運搬した量(籠)		0	0	0	0	0	0	33	10	43
売った量(籠)		20	30	5	10	5	15	5	62	152
うち村内(籠)		0	14	5	10	0	5	0	62	96

注：D集落14世帯分のデータであるが1990年まで遡り調査できたのは2世帯のみである。

貸借、売買量は杓米での総籠量（1籠は約41リットル）を記している。

こと、また雑貨屋開業、車道整備によってコメの購入、販売および運搬が容易になったことが、A村のコメ貸借慣習に変化をもたらしつつあると考えられる。

III-6 まとめ

D集落における焼畑によるコメ自給は、A村全体の8割にあたる85世帯の焼畑用地を賄うことが可能であり高収量も期待できる土地を基盤としている。各世帯の労働力に応じた面積の焼畑用地が、公平かつより円滑に焼畑を行えるように分配され、イノシシなどの食害や天候不順によるコメの収量減というリスクを軽減すべく、皆が寄り集まって焼畑を行い、数品種の陸稲の組み合わせがなされている。カボチャなど55種が混作され22種の花が彩りを添える焼畑は、村人同士がお互いに出来を評価しあう作品ともいえよう。除草作業などが遅れた村人は労働提供を頼み、濁酒、豚肉などを供した宴でその労をねぎらう。相互扶助はコメ不足の際にも行われ、アプーイエーというコメの貸借慣習は村全体でのコメ自給を維持する役割を果たしている。相互扶助の基となる村人同士の結びつきは、精霊祭における祖霊たちと自らの繋がりの認識、濁酒の壺を囲む空間におけるクエルーン、クエニャンという親族関係の再確認によって維持されている面があると考えられる。

しかしながら近年、天候不順による不作が連続しD集落の人々は期待していた高収量を得ることができずコメの自給余剰は少なくなっており、さらに車道整備などによりコメの購入販売活動が容易になったことから、個人に対して生じる飢饉の回避機能を持つアプーイエーのみ

でなく、現金でのコメ売買も導入されている。A村における焼畑によるコメ自給システムには在地リスク回避行動および制度が見られるが、商品経済を併用する動きも生じつつあるのである。

IV 焼畑規制によるコメ自給システムの変容可能性

IV-1 焼畑許可面積とコメ自給の可能性

A村に隣接する保続林内には保続林指定除外地域が3カ所ある。A村から約12kmと最も近い区画には12集落243世帯が、面積などの規制を受けず焼畑を行ってきた。しかしながら、一部の保続林にも焼畑が広がりつつあると判断した地方森林局は、12集落に対し1世帯当たり年間約0.4ha（1ac）のみの焼畑許可に規制を強化していく意向を持っている。D集落における1世帯当たりの年間コメ消費量（玄米）は2,545リットルであり、12集落の人々が0.4haの焼畑で同量のコメを収穫するためには反当収量（玄米）636リットルが必要である。この収量はA村の収量の2-7倍であり、東南アジアの焼畑反当収量（玄米）が61-383リットルであることから、12集落の人々が636リットルという高収量を上げられるとは考えにくい。焼畑面積の規制が行われれば、12集落の人々が焼畑でのコメ自給を行うことは非常に困難になるであろう。12集落の一部では1980年頃から導入されたコーヒーのほかライム、コショウなどの商品作物が栽培されており、焼畑面積規制の実施後は焼畑での陸稲栽培と商品作物販売収入によるコメの購入を併用する世帯が増加すると考えられる。もしくはA村などの公共林内にある周辺山村へ流出する村人が生じる可能性があるが、B、C集落周辺の土地にはフムンが形成されており、他村者は良い条件で複数年焼畑を行うことができず、流入が進むとは考えにくい。I、J集落周辺の土地も、複数年の他村者受け入れによりカサインが減少するという失敗を繰り返さないであろう。残りのD-H集落についても次節で説明する境界問題により12集落の人々が移住するとは考えにくい。保続林指定除外地域への焼畑面積規制実施は、A村に対し他村者の大量流入というインパクトを与える可能性は低いが、近接する12集落での商品作物導入の活発化によって、A村の村人が商品経済への関心をさらに強めていくことが考えられる。

IV-2 慣習的土地認識と公定境界との乖離

90年代の車道整備は森林官のA村周辺へのアクセスを容易にし、A村の焼畑に対する規制を強める動きを生じさせている。マグウェー管区に属するA村は、ラカイン州とマグウェー管区の境界であるラカイン山脈の東西にまたがっている（図1）。政府の定めた境界ではD-H集落はラカイン州に属する土地にあるが、慣習的にはD集落はA村に属する土地にあり、F、G集落周辺についてはF集落長リネージらの所有する土地とされていた。またE集落について

はラカイン州にある他村に属する土地にあるものの、焼畑利用そのものについては黙認されていた。しかしながら97年にはラカイン州の森林局および郡長から、98年にはさらに他の郡長からもラカイン州に属する土地からの退去勧告および焼畑利用料金の支払請求がなされ、D-H集落の居住者は、3者それぞれに1世帯当たり150-200チャットを支払うことを強いられた。A村の人々は、いずれD-H集落のある(ロ)、(ハ)、(ニ)の利用ができなくなるのではないかと危惧している。D集落の人々の多くは、今後も長期にわたって(ロ)に住み続けたいがB集落に戻ることも止むを得なしとしており、集落長は陸稲の収穫が終わり次第B集落に戻り、果樹栽培により生計を立てる道を探りたいと言っていた。A村の人々は、焼畑によるコメ自給の基盤である土地の多くを失いかねない局面にあり、その生業形態は大きな転換期を迎えつつあるのである。

V お わ り に

A村では、廃村、雑貨屋開業、車道通行車両の増加が大きな要因となり、フムンのリネージ内共同利用一般化、商品経済上の利便性を意識した移住、果樹栽培の導入、コメ貸借と売買の併用という焼畑に関する土地制度、土地利用、コメ自給システムに変化が生じることとなった。医療、教育、産物搬出の容易さを求め道路などの交通手段が得られる地域へ焼畑民が移動する事例は多く〔福井捷朗 1997: 239〕、A村の焼畑民もその一例に含まれよう。しかしながら同時にA村では、販売購入活動の利便性よりも焼畑によるコメ自給がより有利であることを優先し、市場アクセスが悪いD集落への移住も行われている点に筆者は興味を引かれた。D集落の焼畑によるコメ自給システムの持つ魅力として、その基盤たる広くかつ高収量の期待できる焼畑用地、公平な焼畑用地の分配、労働とコメの貸借に見られる相互扶助が挙げられる。しかしながら、雑貨屋、車道整備による商品経済面の影響のみでなく、連年の天候不順という自然条件の変化、さらに焼畑規制の進行、慣習的土地認識と公定境界との乖離による退去勧告という外部社会の思惑により、A村の人々の暮らしは変化を余儀なくされている。A村が今後どのように変容し、そして新たに社会を維持しうるシステムを生み出せるのかどうか、さらなる調査が必要である。

参 考 文 献

- Burma, The Government of Burma. 1944. *Forest Manual*. Calcutta: The Statesman Press.
 福井捷朗. 1997. 「生産技術——焼畑」『事典東南アジア——風土・生態・環境』京都大学東南アジア研究センター(編), 238-239 ページ所収. 東京: 弘文堂.
 福井勝義. 1994. 「自然の永続性——焼畑と牧畜における遷移と野火の文化化」『環境の社会化——生存の自然認識』(講座地球に生きる2) 掛谷誠(編), 115-142 ページ所収. 東京: 雄山閣.

- グルー, ピエール. 1971. 『熱帯の地理——社会経済的諸条件とその展望』上野福男; 山本正三; 田中真吾; 谷治正孝(訳). 東京: 朝倉書房. (原著 Gourou, Pierre. *Les Pays tropicaux: principes d'une géographie humaine et économique*. Cinquième Édition. Paris: Universitaires De France. 1969.)
- 萩原弘明; 和田久徳; 生田 滋. 1983. 『東南アジア現代史IV ビルマ・タイ』(世界現代史8). 東京: 山川出版社.
- 井上 真. 1995. 『熱帯と焼畑——カリマンタンの伝統的焼畑システムの変容』東京: 弘文堂.
- 久馬一剛. 1990. 「焼畑と森林破壊」『東南アジアの自然』(講座東南アジア学2) 高谷好一(編), 171-186 ページ所収. 東京: 弘文堂.
- Myanmar, Forest Department. 1995. *Myanmar Forestry Action Plan Preliminary Issues Paper*. Yangon: Forest Department.
- . 1997a. *Nawata asouya lete kyowain kyoupyin kakwedoumya dou tehmu akyeianei* [SLORC 政権における保続林, 保護公共林の現状報告] Yangon: Forest Department.
- . 1997b. *Deitakan asuapwewain tetouloungan* [地域別コミュニティーフォレスト活動報告] Yangon: Forest Department.
- Myanmar, Ministry of Forestry. 1994. *Myanmar Forest Policy*. Yangon: Ministry of Forestry.
- Myanmar, Ministry of National Planning and Economic Development. 1997. *Statistical Year Book*. Yangon: Central Statistical Organization.
- Myanmar, The State Law and Order Restoration Council. 1992. *Forest Law*. Yangon: The State Law and Order Restoration Council.
- 佐々木高明. 1970. 『熱帯の焼畑——その文化地理学的比較研究』東京: 古今書院.
- 佐藤廉也. 1999. 「熱帯地域における焼畑研究の展開——生態的側面と歴史的文脈の接合を求めて」『人文地理』51(4): 47-67.
- スミス, マーティン. 1997. 『ビルマの少数民族——開発, 民主主義, そして人権』(世界人権問題叢書20) 高橋雄一郎(訳). 東京: 明石書房. (原著 Smith, Martin. *Ethnic Groups in Burma: Development, Democracy and Human Rights*. London: Anti-Slavery International. 1994.)
- So; and Ba Chit. 1952. *Working Plan for The Minbu Forest District for the Period 1952-53 to 1968-69* Vol. 1. Rangoon: Forest Department.
- 菅 豊. 2000. 「在地リスク回避論」『アジア・太平洋の環境・開発・文化』1: 29-35.
- 高谷紀夫. 1997. 「シャン人の世界から」『暮らしがわかるアジア読本ビルマ』田村克美; 根本敬(編), 34-41 ページ所収. 東京: 河出書房.
- 田中 求. 2000. 「花咲く焼畑の村で——ビルマ・ラカイン山脈サラインチン族の暮らし」『エコソフィア』5: 68-69.
- 谷 祐可子. 1991. 「熱帯林の持続的開発を目指した社会経済システムとしてのアグロフォレストリーに関する考察——19世紀ビルマにおけるタウンヤ造林システムを事例として」(修士学位論文) 筑波大学.
- 吉田敏浩. 1995. 『森の回廊——ビルマ辺境民族解放区の1,300日』東京: NHK 出版.